別紙様式第八号第1の4記載上の注意中「第24条第2項」を「第24条第3項」に改め、同様式第1の6(1)注中「の事務所等」の下に「並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等」を加える。

別紙様式第九号第1の4記載上の注意中「第24条第2項」を「第24条第3項」に改め、同様式第1の6(1)注中「の事務所等」の下に「並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等」を加える。

別紙様式第十号第1の2及び第2の1(3)中「第24条第3項」を「第24条第4項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第百十二条に規定する説明書類の記載事項は、この命令の施行の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第二十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにすることを目的として個人を識別するための番号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「外国人住民基本台帳室」を「企画官」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第二項を次のように改める。

2　企画官は、命を受けて、住民基本台帳制度並びに地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する重要事項に関する事務並びに地方公共団体総合行政ネットワークに関するものの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事務を行う。

第三十一条第四項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十五条の二の見出し及び同条第一項中「納付金管理官」を「交納付金管理官」に、同条第六項中「納付金管理官」を「交納付金管理官」に、「及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を「、日本郵政公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

第四十五条第四項中「情報セキュリティ対策室」を「情報セキュリティ対策室」に改める。

第六十三条の見出しを「（新世代移動通信システム推進室及び移動通信企画官）」に改め、同条第一項中「移動通信企画官及び高度道路交通システム推進官それぞれ」を「新世代移動通信システム推進室及び移動通信企画官」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　新世代移動通信システム推進室は、移動通信課の所掌事務のうち、新たな移動通信システムの実用化に向けた無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に関する事務をつかさどる。

3　新世代移動通信システム推進室に、室長を置く。

第六十四条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第六十七条第一項中「企画官、調査官」を「企画官一人、調査官二人」に改め、「それぞれ」を削る。

第二百七十三条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七　信書便事業の監督に関すること。

第二百七十九条の見出しを「（総務部に置く課等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に掲げる課のほか、各総合通信局にそれぞれ信書便監理官一人を、関東総合通信局に信書便主任専門官四人を、近畿総合通信局に信書便主任専門官二人を、東北総合通信局、東海総合通信局及び九州総合通信局にそれぞれ信書便主任専門官一人を置く。

第二百八十一条の次に次の一条を加える。

（信書便監理官及び信書便主任専門官の所掌事務）

第二百八十一条の二　信書便監理官は、命を受けて、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

2　信書便主任専門官は、命を受けて、信書便監理官のつかさどる職務を助ける。

第二百九十八条の三を削る。

第三百八条の見出し及び同条第一項中「消防技術政策室及び政策評価広報官」を「政策評価広報官」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三百十条第二項第四号中「消防法」の下に「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を加える。

第三百十一条の見出し及び同条第一項中「国民保護運用室」を「国民保護運用室、地域防災室」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公共団体における国民保護に係る危機管理に関すること。

第三百十一条中第十四項を第十六項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、第十項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」、「（昭和五十三年法律第七十三号）」、「（平成十一年法律第百五十六号）」、「（平成十四年法律第九十二号）」、「（平成十六年法律第二十七号）」及び「（平成二十五年法律第八十八号）」を削り、同項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6　地域防災室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消防団の強化等に関すること。

二　地方公共団体における消防の組織に関する制度のうち消防団に係るものの企画及び立案に関すること。

三　消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関する制度の企画及び立案に関すること。

四　消防団の装備の基準に関すること。

五　消防団員等の公務災害補償等に関すること。

六　消防団員の階級及び服制に関する基準に関すること。

七　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事務のうち災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画並びに同法第四十九条の十に規定する避難行動要支援者名簿の作成並びに同法第四十九条の十一に規定する名簿情報の利用及び提供に関すること。